

## 平成 30 年度第 3 回立川市個人情報保護審議会議事録要旨

1 日時 平成 30 年 10 月 23 日（火） 午前 10 時～午前 11 時 40 分

2 場所 立川市役所 2 階 210 会議室

### 3 次第

#### (1) 届出関係諮問事項

① 乳幼児健診等未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握の実施について

【子ども家庭部子ども家庭支援センター】

② 後期高齢者医療システムの改修について

【福祉保健部保険年金課】

③ 介護保険指定事業者等管理システム・クラウド版の運用開始について

【福祉保健部介護保険課】

④ 介護保険料の口座振替処理に関する委託事務の変更及び介護保険システムの改修について

【福祉保健部介護保険課】

⑤ 蓄犬登録管理システムの更新について

【環境下水道部環境対策課】

⑥ 犬の登録事務における住民基本台帳の閲覧について

【環境下水道部環境対策課】

⑦ 立川市第 2 次環境基本計画見直しに関する市民アンケートの実施について

【環境下水道部環境対策課】

⑧ 圏域別公共施設再編に関する市民意向調査（仮称）の実施について

【総合政策部行政経営課】

#### (2) その他

### 4 出席者

#### (1) 委員

飯田会長、齊藤委員、神宮委員、梶委員及び入谷委員

#### (2) 職員

[諮問実施機関]

諮問事項①： 子ども家庭支援センター長及び子ども家庭相談係長

諮問事項②：保険年金課長、賦課係長及び同係主事

諮問事項③：介護保険課事業者係長及び同係主事

諮問事項④：介護保険課介護保険料係長

諮問事項⑤：環境対策課長及び環境推進係長

諮問事項⑥：同上

諮問事項⑦：同上

諮問事項⑧：行政経営課長及び主査

[事務局]

文書法政課長、情報公開係長及び同係主任

## 5 議 事

### (1) 届出関係諮問事項（諮問実施機関からの説明は、資料に基づくものである）

諮問事項①：（子ども家庭部子ども家庭支援センター）

#### 【諮問の概要】

児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策（平成30年7月20日付け児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）に基づき乳幼児健診等未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握を実施することとなり、健康診査や保育園入園等の個人情報をも目的外利用して実態調査を行い、調査結果については東京都を通じて厚生労働省へ報告するもの

#### 【審議内容】

《目的外利用を認める根拠について》

○今回の目的外利用は政府の関係閣僚会議決定に基づく厚生労働省課長通知によるものであり、法令等に根拠となる規定がない。そのため、「実施機関が個人情報保護審議会の意見を聴いて必要があると認めたとき」（立川市個人情報保護条例第9条第2項第5号）という条例の規定が根拠となる。

《対象者について》

○住民登録をしている18歳未満が把握対象児童となり、外国人も対象者となる。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

諮問事項②：（福祉保健部保険年金課）

#### 【諮問の概要】

平成31年度から高齢者の医療の確保に関する法律施行令の規定に基づき被用

者保険の被扶養者であった被保険者の保険料について、軽減制度が見直されることとなり、これに伴い後期高齢者医療システムに必要な改修を行うもの

**【審議内容】**

《保存年限について》

○賦課収納に関するデータは5年保存が原則であるが、失踪宣告の場合は賦課取消として5年以上遡及して保険料の変更をかけることがあるので、システムの運用上はデータを削除していない。

○5年でデータを削除しないのなら、保存年限を改めるべきである。

○（事務局）文書の保存年限については長期保存もあるので、文書法政課と調整したい。

**【審議結果】** 諮問どおり進めて差し支えない。ただし、運用上行っているシステム内の賦課及び収納データの保存年限について、管理上適切な保存年限について改めるよう検討すること。

**諮問事項③：（福祉保健部介護保険課）**

**【諮問の概要】**

平成30年10月から東京都が介護保険指定事業者等管理システムをクラウド型システムへ移行することに伴い、平成31年1月から立川市においても介護保険指定事業者等管理システム・Access版から行政専用回線（LGWAN）を利用した同システム・クラウド版の運用を開始するもの

**【審議内容】**

《個人情報の保護措置について》

○ISMS（ISO27001）認定は委託業者が取得し、管理体制はしっかりしている。

《データセンターについて》

○データセンターは民間会社で、莫大な個人情報を持つことになるのか？（その通りです。）

**【審議結果】** 諮問どおり進めて差し支えない。

**諮問事項④：（福祉保健部介護保険課）**

**【諮問の概要】**

市と都市銀行における介護保険料の口座振替処理に関する委託事務について、平成31年4月からデータの授受方法をFD（フロッピーディスク）の運

搬からLGWAN回線を使用したデータ伝送に変更し、これに伴い介護保険システムに必要な改修を行うもの

**【審議内容】**

《対象者の範囲について》

○約 44,000 人の内訳としては、65 歳以上の第 1 号資格取得者と 40 歳から 65 歳までで介護保険の給付を受けている第 2 号資格取得者が対象者となる。

**【審議結果】** 諮問どおり進めて差し支えない。

**諮問事項⑤：(環境下水道部環境対策課)**

**【諮問の概要】**

庁内パソコンのOSが Windows 7 から Windows10 に入れ替わることに伴い、平成 30 年 11 月から Windows10 に対応可能な蓄犬登録管理システムに更新するもの

**【審議内容】**

《システム変更について》

○バージョンアップはするが、システム変更はない。

《保存年限について》

○犬の所在が転々として分からないことがあり、犬の死亡、転出についてデータを追加して、追跡できるようにするため長期保存としている。

《犬に関する情報について》

○犬の生年月日、性別等は個人情報に当たらないが、所有者の財産に関する情報ということで、所有者の個人情報と考えているのか？（その通りです。）

**【審議結果】** 諮問どおり進めて差し支えない。

**諮問事項⑥：(環境下水道部環境対策課)**

**【諮問の概要】**

狂犬病予防法に基づく犬の登録及び狂犬病予防注射済票交付事務において、犬の所有者の正確な住所、氏名を確認するため、住民基本台帳を目的外利用し閲覧するもの

**【審議内容】**

《他の動物の登録について》

○登録は犬だけで、狂犬病予防法の目的は人間に発症させないために、犬を登録し、予防注射を行っている。

《閲覧の必要度合いについて》

○市内には約 12,000 の犬が存在し、7,000 ほどが登録している。飼い主に対しては予防注射の案内を出しているが、年間で 300 から 500 程度の返戻があり、その際に住民基本台帳を閲覧して確認作業を行っている。

《集団接種ができない場合について》

○登録してある市内の獣医師を訪ねて、個別に接種することができる。

《接種率について》

○接種率は登録されている犬の 7～8 割程度で、全体の 5 割程度の接種率である。

日本では狂犬病を発症した事例は長期間ないが、海外で犬にかまれて発症した事例はある。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

#### 諮問事項⑦：(環境下水道部環境対策課)

【諮問の概要】

立川市第 2 次環境基本計画見直しにあたり、18 歳以上の市民 2,000 人に対して郵送によるアンケートを実施するために、住民基本台帳から無作為抽出した情報を目的外利用するもの

【審議内容】

委員からは特に意見や質問はなかった。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

#### 諮問事項⑧：(総合政策部行政経営課)

【諮問の概要】

公共施設再編個別計画を策定するにあたり、18 歳以上 90 歳未満の市民 3,750 人 (1,250 人×3 圏域) に対して郵送による市民意向調査を実施するために、住民基本台帳から無作為抽出した情報を目的外利用するもの

【審議内容】

《集計作業について》

○回収したアンケートは鍵のかかるロッカーで保管する。また、アンケートの集計作業が終わり次第、速やかに廃棄する。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

(2) その他

第4回開催について

日 時 平成31年2月1日(金) 午前10時～

場 所 立川市役所 210 会議室

内 容 諮問事項審議他